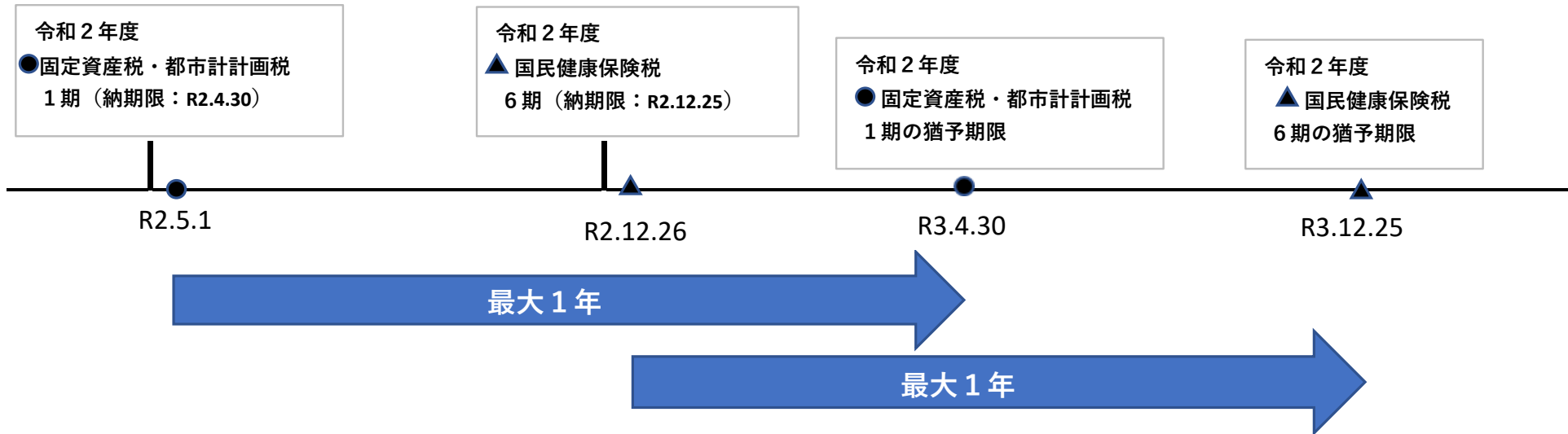


～徴収猶予の特例のイメージ～



令和2年度 固定資産税・都市計画税 1期の猶予期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日まで

令和2年度 国民健康保険税6期の猶予期間は、令和2年12月26日から令和3年12月25日まで

・各納期限の翌日から最大1年間の猶予

※申請から1年間の猶予ではないことに注意してください。